

第1号様式

## 市民との意見交換会・報告書

開催地区：湊地区	開催日時：令和7年11月12日（水）18時30分～20時20分
担当班：第3班（出席議員）成田芳雄、高橋義人、村澤智、丸山さよ子、渡部認	
開催場所：湊公民館	
参加人数：男性 7名、女性 0名、合計 7名	
会場の雰囲気、次回に向けての反省点、申し送り事項など	
<p>1. 意見交換の総括</p> <p>(1) 議会報告、市政全般についての総括</p> <p>① 9月定例会議について 空家対策について、除雪の対応について</p> <p>② 市政全般（市のまちづくりに向けた課題）について 背炙山の風力発電について、簡易水道の管理運営について</p> <p>(2) 地区別テーマについての総括</p> <p>① 地区別テーマ ラムサール条約と地域の関わり</p> <p>② テーマ設定の理由、背景 令和7年7月15日に猪苗代湖がラムサール条約に登録された。地域の受け止めや、これからどのような対応が必要なのか説明とご意見を伺う機会とする。</p> <p>③ 主な地域課題 ラムサール条約に登録されたことで、地域では何をすればよいのか周知の必要性。 ビジターセンターのような啓発活動や地域観光の拠点となる施設を設置すること。 湊地区にある河川の環境整備の必要性。</p>	

会津若松市議会議長 様

令和7年11月25日

会津若松市議会市民との意見交換会実施要領第2項第11号の規定により提出します。

予算決算委員会委員長 小倉 孝太郎

意見交換会第3班 代表者 成田 芳雄

○ 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項  
 (含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード
		分類	番号	
	議会だよりの内容について、ご意見、ご質問などあればお聞きしたい。			
一般質問にある「空家等対策の推進」について、「空家等管理活用支援法人」とあるが、現時点で指定された法人はあるのか。	現在あるという状態ではなく、これから必要ではないかという質問だった。市は今後必要性について検討していく段階にある。	○	①	防災・安全
除雪対策について、地区では除雪ボランティアがトラクターなどを活用して対応しているが、一人暮らし宅の除雪に対して、トラクターで手に負えない場所の除雪について建設機械やパワーショベルを持っている建設関係等の方を事前に登録し、町内会で要請したら対応するなどの制度を検討してもらいたい。	ご意見として伺う。幹線道路の除雪を優先する中で、委託、直営の除雪で手が回らない時に、緊急で地区にある事業者の重機で除雪を手伝ってもらうために事前登録するような体制を強化していくことが検討されている。	○	①	雪害対策
今年2月の豪雪で高齢者宅の除雪を市で支援するとあり、申請したが申請が通らなかった。市に確認すると、「県内に親戚がいると対象外になる」と言われた。そうなると、湊地区内では親戚がいない世帯なんてまずいない。ハードルが高すぎることから、何とかならないものか。	除雪でも財源が県から出ている事業もある。市の基準ではなく、県で一律に判断していることからそのようになったと考える。	○	①	雪害対策
風力発電施設を背炙山に造ると、渡り鳥の妨げになるとの話も聞く。業者は、環境影響評価書を提出し、国有林の解除の手続の段階まで来ている。市の担当に聞くと、市では特に何もできない。業者の説明会が必要であればその手配をする程度の回答だった。	ご意見として伺う。	○	②	環境

○ 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項  
 (含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード
		分類	番号	
風力発電は再生可能エネルギーだが、ラムサール条約が決まった場合、風力発電ができるることによって湿地はどうなるのか、市に問合せても、市にメリットはあるのか分からなかった。再生可能エネルギーを推進することも大事だが、自然を守ることも大切だ。脱炭素に向けたビジョンがあれば示してほしい。市で再生可能エネルギーをどのように進めるか、住民の理解をどう得ていくのか。市として推進していくべきなのか、排除していくべきなのか、はっきりしてもらいたい。	ご意見として伺う。今後、市長の同意が必要な場合が出てくるので、そのときにどのような判断をするかということになる。 総務委員会では、令和7年2月定例会議において福島県の自然と景観を大規模な再生可能エネルギー施設開発から守るため福島県に法的な整備を求めるについて陳情があり、委員会で審議した結果、不採択となった。出てきた内容が政策として適切なのか、修正が必要なのか様々な視点から審査し、このままでは採択が難しいと判断した理由がある。不採択だから風力発電施設を造るべきだということにはなっていない。また、市議会では、風力発電の全体的な勉強会について専門家を呼んで行っている。そのときの共通認識は、市民の方の理解が非常に重要で、事業を進めるためには、その地域の方々の様々な意見と事業者の丁寧な説明があって初めて進めることができると認識している。	○	①	環境
国有林に設置する場合は、自治体の長の同意が必要になることから、全く市が関与しない状況ではない。市として環境アセスメントを審査している県に対して、市が「ダメだ」という意見書を出せる。そうでなければ同意をする。最後は市長が判断する。福島市は設置後に規制された。そうならないように、きちんと事前に判断してもらいたい。市長には強いリーダーシップを持ってやってもらいたい。	地元が一致団結して、まとまってやっていくというのがまず一番だと思う。風力発電に対して直接的な権限は市がないが、環境アセスメントは県知事からの許可となる。そして国有林における利用に関しては、市長に対し同意が求められる。そこまでどんな条件を提示するのか、まだ市議会には何も内容を示されていない。今後も議会としても注視していく。	○	①	環境

○ 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項  
(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
ただ反対ではなく、風力発電が素晴らしい湊地区の人口が増えることにつながるなどであれば、開発することに賛成する。そのようなビジョンが何も見えない。ただ単に賛成反対ではなく、湊地区の現状を踏まえて、複合的なビジョンがあれば、ぜひやってと言える。今の状態では、反対するしかないと考える。何かやらなければ、湊地区も市もどんどん消滅していくような状況であり、ある程度は開発していかなければいけないとも思う。	ご意見として伺う。	○	②		環境
新聞に、湊町の簡易水道料金を通常の水道料金と同水準にするという話が載ったが本当か。	湊地区(下馬渡、西田面、東田面の3地区)の市営簡易水道について料金改定の説明が入った。料金の改定が予定されている。	○	①		水資源問題
今回の改定は、市営の簡易水道(3地区)である。地区の説明会では、管理費や水質管理費を考慮し、サービス水準からやむを得ないということで、下馬渡地区では特に料金を値上げすることについて反対はなかった。その代わり、安定的な水量を供給することだけは市が責任を持ってほしいという話だった。値上げすることは間違いない。なお、4年間の激変緩和措置がある。	ご意見として伺う。	○	②		水資源問題
以前、老朽化した原地区の水道管を直してから市に移行する話があったが、それは今も進んでいるのか。	市と地区役員の方と話し合いをしながら今も進めている。	○	①		水資源問題
地区では、水道について町内会だより等で周知している。老朽化した水道管を直していくことは、地区の予算だけでは難しいことから、市の補助事業をお願いする方向で進めている。	ご意見として伺う。	○	②		水資源問題

○ 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項  
 (含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード
		分類	番号	
先月、水の量がかなり減り、市から3回給水してもらった。何が原因で貯水量が少なくなったのが分からなったが、今は少し良くなってきた。原地区も市に移管したいと進めているが、まだ条件が整っておらず検討している状況だ。	ご意見として伺う。	○	②	水資源問題
赤井地区は町内会で運営している簡易水道である。水質検査は法定義務で項目が多くなり、現在は51項目もある。さらに、令和7年度から新たにフッ素などの検査が追加されて56項目になった。水質検査は生命財産を守る上で重要な検査だと思っているが、市から補助金が出ないのはなぜか。施設の維持管理には管理人を配置して地区で負担しているが、水質検査だけでも補助をお願いできないか。水質検査の費用が年々増加しており、今では年間30万円を超えて40万円近くまでになっている。安い町内会の料金(月1,000円)で維持しているが、世帯数も減り困っている。何とかしてほしい。	市に確認し、後日報告させていただく。	○ ③ 後日調査し、事後報告する。 (事後報告書P11に記載)	水資源問題	

○ 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項  
 (含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード
		分類	番号	
町内に崩壊しそうな空き家があり、解体事業として採択になった。11月に解体予定という回答はもらっていたが、まだ解体していない。市からは色々対応してもらっているが、3年も経ったのでなるべく急いでやってもらいたい。冬を越してしまうかもしれないとの話があるようだが、できれば雪が降る前に全て綺麗にしてほしい。引き続き、市や弁護士と連携して進めていく。	ご意見として伺う。この空き家は特定空家として、市が特定空家の資産を売却し、それを資金として空き家を市が解体するということで進めていく。	○	②	防災・安全
原地区の国道294号線は、以前の制限速度は40km規制だったが、それを撤廃したことでの毎朝すごいスピードで大型車が通っている。スピード自体は60kmを超えており本当に危ない。以前のような40kmに規制にするべきだ。それが無理であれば、国道をバイパスとして整備すれば、市民の安全が守れるので市議会からも後押ししてもらいたい。湖南地区の国道294号線は、ほとんどがバイパスになっているため可能なのではないか。	ご意見として伺う。	○	②	交通安全
令和6年度の冬に原地区の国道294号線北側で、消雪設備の水が出ない状態になり除雪ができず、大型車がスタックする状況が何日もあった。なかなか水が出ない状態だが、引き続き市で対応し何とか解消してもらいたい。	ご意見として伺う。	○	②	雪害対策

○ 地区別テーマでの意見交換について → ラムサール条約と地域の関わり

【分類】 ●議会に関するもの ○市政に関するもの

【番号】 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
	ラムサール条約について説明し、地元でも取り組みができそう、あるいは「これはどうなっているのか」というような質問があればお聞きしたい。				
猪苗代湖は、令和7年7月15日にラムサール条約に登録となったが、町内会へ登録についての話があったのは、「ラムサール条約に登録されたので、看板をどこに立てたら良いか」という市からの相談からだった。登録になることについて、事前に説明がなかった。湊地区でどうすればいいのか、どのような対応が必要なのか事前に説明がほしかった。	ご意見として伺う。	○	②		環境
福島県が設置する看板が60cm角という小さいものである。せっかくなので、登録を記念して大きな看板を設置したい。会津レクリエーション公園が一番良いのではと思ったが、県の意向では湖畔に設置したいということで崎川浜に場所が決まったようだ。小さな看板ではなく、国立公園の木の看板のような立派で大きい看板を市が関わって設置してほしい。	ご意見として伺う。	○	②		観光
町内会でも、ラムサール条約を知らない人が大勢いた。これから我々は何をやっていけばいいのか。事前に「ラムサール条約が、猪苗代湖（郡山市、猪苗代町、会津若松市）で登録されたので、これからこういう事に取り組みます。」ということを説明してもらいたかった。	ご意見として伺う。	○	②		環境

○ 地区別テーマでの意見交換について → ラムサール条約と地域の関わり

【分類】 ●議会に関するもの ○市政に関するもの

【番号】 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
湊地区では猪苗代湖の水質改善について、赤井川に炭を積んで浄化する実験や、生活排水を浄化する実験を日本大学の中野教授と協力してやってきた。これはラムサール条約に登録される前から取り組んでいる。やってきて良かった、と感じた。	ご意見として伺う。	○	②		環境
ラムサール条約の登録によって、水鳥には良い条件となるが、我々のような生活する側となると、川に植生するヨシは熊の通り道になるなどの問題となる。昔のようにきれいな水が流れないかと考える。これは市の事業ではないと思うが、原川のヨシを伐採するよう市から福島県に言ってもらいたい。そうすることで、魚が棲め、猪苗代湖にも白鳥が多く飛んでくるのではと考える。	ご意見として伺う。	○	②		環境
猪苗代湖そのものよりも、その周りを取り巻く環境について対応が必要だと考える。湊地区には原川など3つの河川があるが、原川以外は農業用水路となっている。原川では、河川の中にヨシが繁茂し、令和元年の台風19号では、流木が詰まり河川堤防が決壊しそうになった。人命にも関わることなので、福島県にお願いし下流方向から伐採を進めてもらっている。	ご意見として伺う。	○	②		いっ水
雨が降るたびに川の水がすごく濁る。現在の原川はヨシだらけで水の流れが緩くなる場所では、ごみが引っ掛かり、汚い水が流れている。伐採だけではなく、根本的な水が流れてくる源流をきれいにと考えるが、その維持はなかなか難しい現状にある。	ご意見として伺う。言われた通り、上流から流れてきて下流、そして湖に流れていくことから、上流への対策の必要性がよく分かる。	○	②		環境

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ ラムサール条約と地域の関わり

【分類】 ●議会に関するもの ○市政に関するもの

【番号】 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
説明の中にある、ワイスユース(賢明な利用)や交流学習などの具体的な方法が分からぬ。市で取り組むことがあれば教えてもらいたい。	ラムサール条約についての、勉強会などに関する要望として伺う。環境共生課が担当している。議会から環境共生課に「地元でこんな意見が出ている」と伝える。	○	②		環境
福島県の事業で「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」があり、猪苗代町と会津若松市の湊町と郡山市の湖南町が協議会に入っている。ラムサール条約に登録される前から、湖畔のごみ拾いや水質浄化の勉強会等、様々な活動に地元の湊学園も参加しており、NPOで事業を立ち上げて県から補助金も出ている。地元では、以前から猪苗代湖の保全に取り組み、湖南町と猪苗代町は除草作業をやっている。	ご意見として伺う。	○	②		環境
五色沼にある裏磐梯ビジターセンターのような施設を設置してはどうか。施設は、湿地についての説明や教育、啓発活動への活用や、特産物の販売なども可能な地域の拠点として湊地区に設置してもらいたい。湊ブランドのお米や特産物などで湊地区をブランド化できるのではないか。しかし、現在は、販売・提供する場所がないため、観光や学習の拠点施設として湊地区に設置を検討してもらいたい。	ご意見として伺う。	○	②		環境
ラムサール条約の目的達成には、啓発活動が大切であり、河川や道路、会津レクリエーション公園を管理している福島県が会津レクリエーション公園内に施設を設置してはどうか。	ご意見として伺う。ビジターセンターの話が出たが、猪苗代町三ツ和地区には福島県の水環境センターという学習施設を兼ねた建物がある。湊地区にあれば一番良いが、要望があったことを担当課に伝える。市の環境共生課と県の連携も必要になってくる。	○	②		環境

## ○ 地区別テーマでの意見交換について → ラムサール条約と地域の関わり

【分類】 ●議会に関するもの ○市政に関するもの

【番号】 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
白鳥の飛来地となっている地域がラムサール条約に登録され、「餌付けをしないで自然にした方がいい」という話が各方面からある。何の規制もないのであれば、白鳥に餌付けをしても良いのか教えてもらいたい。町内会では、まだ不透明な部分があるため、餌付けは危険と判断し、令和7年は餌付けしないとなった。	持ち帰り、後ほど回答させていただく。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後報告書P11に記載)	環境

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

湊地区

件名	処理（対応）内容	備考
1. 簡易水道における水質検査の補助について (P 5)	<p>【市民からの要望・質問】 水質検査は生命や財産を守る上で重要な検査だと考えるが、市から補助金が出ないのはなぜか。</p> <p>【事後処理結果】 11月21日 健康福祉部健康増進課に確認 市として該当する補助はない。市の上水道は水道料金の中に経費の一部として含まれている。地区的簡易水道は、それぞれの地区で水道料金の組み立てが違うことから一概には言えないが、料金の中に含めて対応するものと考える。</p>	
2. 白鳥への餌付けについて (P 10)	<p>【市民からの要望・質問】 猪苗代湖がラムサール条約に登録され、各方面から「白鳥に餌付けをしないで自然にした方がいい。」という話がある。餌付けをしてもいいのか。町内会では、餌付けは危険と判断し今年は餌付けしないとなった。</p> <p>【事後処理結果】 11月21日 市民部環境共生課に確認 ラムサール条約に登録された湿地は、自然環境の保全を図るため、あらかじめ鳥獣保護区や国定公園など保護地域に指定されている。もともと国内法に基づく規制があるがラムサール条約湿地になることで追加の規制はない。 なお、福島県の「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」第30条には、渡り鳥への適切な給餌じについて「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において白鳥、カモその他の渡り鳥に餌えさを与えるとする者は、適正な量の餌えさを与える等その適切な給餌じに努めなければならない。」とある。については、餌が残って水質が汚れるほどの餌やりはしないなど注意すれば、範囲内での給餌をすることについては問題ない。</p>	

会津若松市議会議長 様

令和7年11月25日

予算決算委員会委員長 小倉 孝太郎  
意見交換会第3班 代表者 成田 芳雄